

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案新旧対照条文目次

| | | | |
|---|------------------------|-----------|---|
| 一 | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） | （附則第三条関係） | 1 |
| 二 | 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号） | （附則第四条関係） | 2 |

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|----------------------|----------------------|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | | | |
| <p>法律</p> <p>（略）</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第号）</p> | <p>法律</p> <p>（略）</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第号）</p> | <p>法律</p> <p>（略）</p> | <p>法律</p> <p>（略）</p> |
| <p>事務</p> <p>（略）</p> <p>第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> | <p>事務</p> <p>（略）</p> | <p>事務</p> <p>（略）</p> | <p>事務</p> <p>（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び 第二号に掲げる施設の総体をいう。 一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロの いずれかに該当するもの イ 特定農地貸付けに関する法律（平成元年法律第五十八号） 成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸 付け（第十一条第一項において「特定農地貸付け」という。 ）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法 律第十号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十 一条第一項において「特定都市農地貸付け」という。）の用 に供される農地 ロ（略） 二（略） （農地法等の特例） 第十一条 第七条第一項又は第五項の規定による認定が第二条第二 項第一号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者 は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は特定都 市農地貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関 する法律第三条第三項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 十一条において準用する場合を含む。）の承認を受けたものとみ なす。 2・3（略）</p> | <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び 第二号に掲げる施設の総体をいう。 一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロの いずれかに該当するもの イ 特定農地貸付けに関する法律（平成元年法律第五十八号） 成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸 付け（第十一条第一項において「特定農地貸付け」という。 ）の用に供される農地 ロ（略） 二（略） （農地法等の特例） 第十一条 第七条第一項又は第五項の規定による認定が第二条第二 項第一号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者 は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付けにつき特定 農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の 承認を受けたものとみなす。 2・3（略）</p> |